

Title	和蘭護送船問題と軍艦護送の変遷 ( 二 )
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.11 (1918. 11) ,p.1450(14)- 1525(39)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181101-0014">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19181101-0014</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 和蘭護送船問題と軍艦護送の變遷(三)

板倉卓造

七

英國が十七世紀以來、前後一貫して主張したる中立國の護送商船に對する交戰國の臨檢搜索權を一九〇八年の倫敦海戰法會議に至りて忽ち放擲し其多年執拗に排斥したる歐洲大陸諸國の主義に屈して中立國の軍艦護送權を承認するに至りたる理由は種々ありと雖も其理由を説明するに先ち英國が過去二百何十年に亘りて中立國の軍艦護送權を否認したる其理由に就て一言するの要ある可し。

英國捕獲審檢所に於ける一七九九年 Maria 號事件の審檢に於てサー、ウキリヤム、スロットが三つの原則を掲げ之を以て國際法上、軍艦護送權を認む可からざる理由と唱へたることに前に記したる所の如し(註一)更に普通國際法の著書に於て英國の學者が軍艦護送權を否認する理由を検するに其擧ぐる所固より一にして

足らずと雖も之を綜合分拆するに凡そ左の七項に歸するが如し。(註二)

一、中立國にして其港より出帆する各船に對し嚴密なる検査監視を行ふに非ざれば護送軍艦指揮官の證言は其護送する商船の船舶書類に依て表面上該商船が違法の仕向地と貨物を有せざることを證するに過ぎず。然かも中立國が其港より出帆する各船に對し嚴密なる検査監視を行ふが如きは實際に不可能なることに屬す。

二、假に其嚴密なる検査監視が行はるゝにしても國際法が中立國の義務として禁制品の輸出を禁止せしめ又は其人民の商業的活動を交戰國の利害に鑑みて之を管理することを命ぜざる限り交戰國は中立國の検査監視の效果に信賴する能はざるべし。

三、中立國が其輸出港又は市場に於て行ふ検査監視は大抵形式一片の手續に止まり交戰國が其利己心に依り細心嚴密に嫌疑の情況を探窮するが如く適切ならざるが故に護送軍艦指揮官は唯だ其護送商船の船舶書類に依りて該商船及び其搭載貨物の表面上の性質種類を判するに止まり其實際の本質所

有者、行先地を知らざる場合、自ら多からざるを得ず。故に中立國軍艦は其商船が封鎖を破らんとし又は禁制品を搭載するものを事情を窮むることなくして護送するの例、決して少なしと云ふ可からざるなり。

四、假に中立國の輸出港又は市場に於ける検査官の嚴密なる監視に依り護送商船内に禁制品を搭載することを防止し得たりとするも護送軍艦指揮官は其護送商船内に敵の爲めに情報を傳達するもの又は軍人、軍隊の乗込めるを知らざることをある可し。其護送商船中の或もの、最後の目的が封鎖を破らんとするに在るを察せざることをある可し。或は又交戦國にして巴里宣言に加入せざるものあらんには中立護送商船内の載貨中、敵貨は之を拿捕せらるゝものなるに護送軍艦指揮官は其載貨中に敵貨あることに氣附かざる場合なきに非ざる可し。果して然らば護送軍艦指揮官の證言は其誠意に於て疑ふ所なきも其精確に就て疑ひなきを得ざるが故に其證言は重要な保證たるを得ざるものと云ふ可し。(La parole du commandant du convoi ne pouvait être une garantie sérieuse; sans mettre en doute sa loyauté, il était permis de mettre en doute son exactitude—

Dupuis: Guerre Maritime, p. 351.)

五、護送商船中に搭載したる貨物に就き或物が禁制品なりや否やに關して護送軍艦指揮官と交戦國軍艦指揮官との間に其見解を異にする場合に交戦國の主義とする所が中立國の爲めに害せらるゝの危険あり。若し又その交戦國にして巴里宣言に加入せず隨て中立船中の敵貨を拿捕するの權利を主張するものならんには或貨物が敵貨なりや否や即ち貨物の敵性に就て兩軍艦指揮官の間に意見の衝突を生ずることある可し。更に交戦國にして禁制品輸送並に封鎖犯に關し聯續航海主義を持するものならんには之を認めざる中立國の護送軍艦指揮官と交戦國軍艦指揮官の間に其護送商船並に其載貨の性質に就き再び意見の衝突を生ずることある可し。斯る場合に交戦國の權益が中立國の爲めに害せらるゝの危険を免かる可からず。

六、若し軍艦護送權を認めたる場合に其護送權が時に濫用せられ爲めに交戦國の權益が害せられたるの實例發覺することあらんか交戦國は之に類する犯行の必ず他に類々たるの危険に疑を挾むに至る結果、中立國と交戦國との

間に誤解と抗議の續出するを防ぐ能はず、遂には兩國間に重大なる國際紛争を惹起すの憂なきを保す可からざるなり。

七、又實際に中立國の爲す所は常に必ずしも誠實なるを保す可からず。往々にして護送權を濫用するの誘惑に抗する能はざるの場合なきに非ざる可し。斯る危険に對し交戰國は其臨檢搜索の權に依り自ら其權益を保護するの外なきなり。

(註一) 前號四六—五〇—ノ一

(註二) Dupuis: *Guerre Maritime*, pp. 351. 352. Westlake: *International Law, Part II, War*, pp. 259. 260. Hall: *International Law*, 5th. ed. pp. 724. 725.

以上は極めて一般的に英國が軍艦護送權を否認する理由を列擧したるものなれども大陸の學者中には往々英國の眞意を頗る皮肉に解釋して英國は自己の商業的利益の爲めに他國の通商航海を滅さんとして之を主張するものなりとし之を評論するに甚だしき感情的論調を以てするものあり。オートフユイユの如きは即ち其一例なり。彼は實に其著書に於て左の言を爲せり。(註三)

英國の私利と其商業的利益、是れ彼の政策の唯一の動機にして從來政府の行動を支配

したるものなり。此極めて狡智に老けたる國の代表者が如何に狡智に老けたりとするも彼等は常に必ずしも能く自國の政策の此隱密なる目的を伴はること能はざりき。Lord Whitworthが其一八〇〇年八月十二日の公信に於て其眞意を暴露したるが如き其道例なり(註四)。即ち彼は護送船舶を臨檢するの權利に就て論ずるに當り「……國際法の最も明白なる原則の上に立てられたる争ふ可からざる權利にして英國は決して之を放棄する能はず其これを平穩強固に維持することは我帝國の最も貴重なる利益の行使に必要、缺く可からざる所のものなり」と陳べたり。又英國外務大臣 Lord Grenvilleは一八〇一年一月十五日、丁抹及び瑞典公使に交附したる覺書に於て下の言を爲せり(註五)。「吾人は一七八〇年に於て彼等が非常なる敵對心を以て英帝國の最貴重の利益を害する新奇の制度すら海上權の新法典を制定し武力に依て之を維持せんと試みたりしかを熟知せり……此原則にして苟も承認せられんか英帝國の實力及び安全の主たる一資源を正しく涸竭せしめたる可し云々。」最後に總理大臣 Pittは一八〇一年二月二日、其政府の政策を議會に於て辯明して曰く「某君(議員)は此手段に依て我國の獲得したる海上の優越權が我國の安全を確保するものなることを知らざるなり云々」

(註三) *Hautefeuille Nations Neutres*, t. III, pp. 129. 130. Note.

(註四) 丁抹軍艦 *Freya* 事件に關し英國が丁抹に對して爲したる抗議に於て當時 Lord Whitworth が特使としてコーペンハーゲンに急派せられたること既に前文に記したる所なり

(註五) 露國の主唱に係る露、瑞、丁、普四國間の所謂第二武装中立の成立に次では等バルチック沿岸の聯盟國と英國との間に一層頻繁に起りたる衝突に關し英國政府より丁、瑞二國に抗議したる覺書

## 八

英國が中立國の軍艦護送權を認めざるの理由果して以上の如くなりとせば後に至り倫敦海戰法會議に於て其多年の態度を一變したる理由は如何。單に之を理論上より觀察するも其理由と目す可きもの固より一にして足らずと雖も要するに十九世紀後半期以後海戰に關する他の重要な諸法規が著しく變革せられ然かも其變革せられたる諸法規は直接に交戰國の臨檢搜索權の行使に關係する所多かりし事實に歸せざるを得ず。依て其重なる理由左の如し。

一、往時臨檢搜索權の主なる目的は中立船内の敵國貨物を捕獲するに在りたるに一八五六年巴里宣言第二則に中立國の旗章を掲ぐる船舶に搭載せる敵國の貨物は戰時禁制品を除くの外之を拿捕す可からざることを規定したる以來、中立船に對する臨檢搜索を行ふの動機(un motif de recherche)を失ひ臨檢搜

索權は今や單に禁制品を發見することを目的とするに過ぎざるに至りたるを以て臨檢の行爲の範圍と其實益(Le champ d'action et l'intérêt de la visite)とを著しく減じたり(註一) 然かも護送商船にして若し漫に多量の禁制品を搭載せんには護送軍艦指揮官は交戰國軍艦の要求に依り其貨物を檢證して容易に之を發見することを得べきが故に交戰國軍艦が自ら檢證を行ふの必要亦著しく減ずるに至りたり。

(註一) Dupuis: Guerre Maritime, p. 352.

二、禁制品の定義及び品目が明確に規定せられざりし往時に在りては護送商船内に搭載せる貨物に就き其禁制品たるや否やに關し護送軍艦指揮官と交戰國軍艦との間に見解を異にすることある可きは勿論、護送軍艦指揮官の通告に信賴すること能はざるの理由なきに非ざりしかど倫敦海戰法會議に於て禁制品の定義及び品目が明確に議定せられたるに於ては爾後護送軍艦指揮官の檢證に就き爭論を生ずるの機會著しく減ず可き筈なり。

三、中立商船が護送軍艦の庇護に依て封鎖を破らんとするに對して英國の聯

續航海主義は封鎖港より遠隔の海上に於て有効に之を防止することを得べかりしも倫敦海戰法會議が封鎖の場合に於ける聯續航海主義を否認したるを以て(註二)英國は護送商船に對し臨檢搜索を行ふ目的の主要なる一部を失ふに至りたり。

(註二) 倫敦宣言第十九條船舶にして該船舶又は其載貨の最後の到達地の如何に拘はらず現に封鎖せられざる港に向て航行する場合に於ては封鎖犯として之を拿捕するに充分の理由に乏しきものとす

四、ホールが其著書中に指摘せる如く(註三)著しく速力の異りたる多數の船舶を一團として結合するの實行上の不可能に鑑み軍艦護送の例は漸次稀なるに至りたり。

(註三) Hall: *International Law*, 5th ed., p. 726. — デーヴヰキスも亦蒸汽船が樁船に代り世界の通商を専占したる今日、船隊を組で護送軍艦の下に航行するの行はる可からざるを指摘したり。(Davis: *Elements of International Law*, 3th ed., p. 491.)

五、デュブイが其著書中に指摘する如く(註四)近時船體のますく大なるに隨ひ其載貨を實際に檢證すること著しく困難と爲りたるを以て交戦國軍艦の

臨檢士官は今や單に其船舶書類を檢査するに止まり搜索權を行ふの例は稀なるに至りたり。果して然らば英國が護送商船に對し臨檢搜索を強制するの一理由として護送軍艦指揮官は船舶書類のみを信じて載貨の實際を不問に附するの恐ありと云へる非難は其論據の大半を失へるものと云ふ可し。

(註四) Dupuis: *Guerre Maritimee*, p. 352.

六、ベントウキッナ曰く「中立の義務が最近百年間に著しく尊重せらるゝに至りたる事實に鑑み中立國が其商船中に敵の爲めに禁制品を搭載せるの事情を知りながら其商船を護送せしめ依て以て一方の交戦國を故意に欺瞞するものある可しとは想像すること能はず。若し欺瞞の行爲を爲すことあらんには該交戦國は他まで其責を問ふことを得べし。此故に護送軍艦指揮官の通知は固より交戦國自身にて行ひたる搜索の結果ほどに精確ならずとも亦以て其載貨の性質に就き幾分かの保證たるを得べし。即ち倫敦宣言の條項中、護送軍艦指揮官の通知の示す所に依り拿捕を正當とするの事實あらんか護送の保護を撤回す可しとの規定を設けたるは以て中立國の重大なる

不信任行為に對し交戦國を保護するを得べきなり云々。」(註五)

(註五) Bentwich: Declaration of London, p. 119.

## 九

以上は英國が其古來一貫して主張し來りたる主義の一變を主として理論上より之を解説したるものなるが然るに英國政府が倫敦海戦法會議の議場に於て披露したる所は前掲の諸理由よりも著しく別異の事情に依りて茲に出でたるを説明するものなり。即ち外務大臣サー・エドワード・グレイより英國を代表して會議に列席したる主席委員 Lord Desart に宛てたる訓令中の一節に曰く(註一)

護送中立船を臨檢、搜索、拿捕するの權利に關する問題は古來の大陸制度と英國主義との間に明確なる相違を存したる所なり。然るに該英國主義は近時の戰爭に於て實行せらるることなく現に一八五四年には護送商船臨檢の權利は英國が此權利を認めざる同盟國と海軍共同作戰に伴ふ困難に鑑み特に之を放棄せられたり。爾來英國政府は之を實行せんと試みたることなし。蓋し巴里宣言は事情を急激に一變せしめ往時交戦國軍艦が何れの船内にも其搭載の禁

制品以外の敵國貨物を拿捕するの權利を享有したりしを廢止せしめたりしが英國政府は今や更に進で禁制品拿捕の權利を悉く排除せざるまでも成る可く之を制限せんことを希望するものなり。禁制品の品目が減少せらるゝに應じ(品目が著しく減少せらる可きを豫期するに足る充分の理由あり)禁制品拿捕の權利の價值が自ら減少す可きを以て一方に交戦國が護送船を拿捕する權利の意義が其價值の大部分を失ふに至りたると同時に他の一方に於て之を免除するの主義が中立通商に有利にして且つ英國政策の精神に合するものなり。是れ事情の變化に基き古來英國の主張が事實上その意義を失ふに至りたる事例の一にして隨て特に之を廢棄するも實際の事情に何等實質的變動を與ふることなく今日一般に認めらるゝ原則を正式に承認したるに過ぎざるものと云ふ可きのみ。

(註一) Parliamentary Papers, Misc. No. 4 (1909), Correspondence and Documents respecting the International Naval Conference, p. 25.

是れ實に海戦法の根本主義に關し英國の方針が全然一變せんとするを指示す

るものに外ならず。蓋し英國が多年海戦法の根本主義として終始一貫支持したる所のものは常に自國を交戦者の立場に置き其大海軍が海上に於て有す可き交戦者の権利を出来るだけ擴張することを以て其立國の大方針とするに在りたり。此故に古來英國の主張したる海戦法上の諸主義は先づ海上に於ける交戦者の利益を維持又は擴張することを以て其主眼とし中立國の利益は寧ろ之を排斥せんことを期したるものなりき。禁制品輸送及び封鎖犯に聯續航海主義を適用することを主張するが如き其最も顯著なる一例にして護送商船に對し臨檢搜索權を固執するも亦この根本主義に基くものなり。一八九九年の海牙第一平和會議の議題が専ら陸戦の法規にして海戦に關するものとしてはセネヴァ條約の原則を海戦に應用する條約に過ぎざりし其内情も當時英國が其海上に於ける交戦者の権利が或は害せられんことを厭ひて會議の議題に供せらるゝを豫め拒絕したるが爲めなりと稱せらるゝに徴するも其海戦法に對する根本主義の甚だ強固なりしを察し得べきなり。

然るに英國の此根本主義は倫敦海戦法會議に至りて俄然一變したり。否な其

主義の一變は之より先き一九〇七年海牙第二平和會議に於て海戦に關する諸條約就中國際捕獲審所設置に關する條約調印の當時既に之を認められたる所なり。倫敦海戦法會議の結果たる所謂倫敦宣言の内容を検するときは到る處に英國が其古來の貴重なる主義を殆ど何等惜む所なく放擲し去りたるの跡を指摘し得べし。禁制品運送に聯續航海主義の適用制限の如き更に封鎖犯に該主義の禁止の如き英國の重大なる讓歩と認めざるを得ず。軍艦護送權の承認は即ち其主義一變の最も顯著なる一例に外ならず。

前掲外務大臣サー、エドワード、グレイの訓令は最も能く其主義の一變を説明するものなり。即ち其訓令中に「蓋し巴里宣言は事情を急激に一變せしめ往時交戦國軍艦が何れの船内にも其搭載の禁制品以外の敵國貨物を拿捕するの權利を享有したりしを廢止せしめたりしが英國政府は今や更に進で禁制品拿捕の權利を悉く排除せざるまでも成る可く之を制限せんことを希望するものなり」と宣言せるは英國が其海上の交戦者たる立場より中立國たる新立場に急變したるの明證に非ずや。曾ては禁制品拿捕の權利を極力主張し固執したる英國が今や其權



利を悉く排除せざるまでも成る可く之を制限せんことを希望すと云ふが如き今昔の感轉た深きを覺へざるを得ざるなり。更に「禁制品の品目が減少せらるゝに應じ……禁制品拿捕の権利の價值が自ら減少す可きを以て一方に交戦國が護送船を拿捕する権利の意義が其價值の大部分を失ふに至りたる」と同時に他の一方に於て之を免除するの主義が中立通商に有利にして且つ英國政策の精神に合するものなり」と云ふに至りては最も明々白々に自ら既に其中立國たる立場に移りたるを告白するものに非ずや。即ち英國は海戦法に對する其根本主義を交戦者の立場より考慮するを廢して今や中立國の立場よりし中立國としての權利を擴張することが自國の利益なりと改論したるものなり。隨て左に譯出する英國主席委員 Lord Desart が軍艦護送權の濫用に就き委員會にて陳述したる所は會議の重要な文書の一を爲すものなりと雖も其實質に於て決して交戦者たる立場に於ける英國の利益を主張したるものには非ざるなり。(註二)

是までの討議に依り會議委員諸君は英國政府が護送船に對し臨檢の權利を免除するの主義を承認せんとする意嚮を了解せられたることなる可し。就ては本員が此態度

の動機を精確に説明すること可なる可きか。

國際法の研究者は何人も此點に就き百餘年以來、英國と他の大多數の諸國との間に頗る著しき主義の相違が存在したりしことを知る可し。然るに現時戦争の起ること稀なるの事情に依り人々の近時此の問題に注目し之を重要視すること曾て十九世紀の初の頃、軍艦護送の問題に關する紛議の頗る重大なりしに比して衰へたりと雖も此問題は決して決定せられたるに非ざるが故に本會議に依て解決せらるゝに非ざれば將來再び重大なる難事を生ずるに至る可し。

此問題に就て英國は殆ど孤立の立場に在りしと云ふことを得べし。是れ我政府をして他の諸國間に一層一般に採用せられたる慣行に合致することの可能なるやを考慮せしめ且つ我政府が現時まで維持したる原則が一般に行はるゝ慣例と一致せざるに至りたるに依り此原則を以て國際法上一般に認められたる主義と目すること能はざるを承認するの止むなきに至らしめたり。我國が斯の如き讓歩を爲すは決して之を輕視する可きに非ずと雖も是れ本會議が交戦國と中立國との權利に關して存する正反對の主義並に是等の主義に基く矛盾の慣行を調和するに成效せんことを以て我政府の主意とするに出でたるものに外ならず。而して斯の如き調和は相互の讓歩が行はるゝに非ざれば不可能なることにして殊に單に一國のみが他の諸國と見解を異にするが如き問題に就ては調和の精神に依て行はれたる讓歩が最も至當なるを認めざるを得ざるなり。

我政府が一般協調に参加せんが爲め一層普通に承認せられたる主義を採用し中立國船船にして該國の軍艦護送の下に在るものは臨檢の權利の行使を免除することを認容せんとするは一に此主意に外ならず。此讓歩を爲すに就て我政府は「或法律の條理の止むべき其法律も亦止む」(cessante ratione legis, cessat ipsa lex)との原則に對し我法律家の認むるよりも一層廣汎なる解釋を附したりしが是れ我政府が切に顧念する本會議の成效に貢獻せんとして之を敢てしたるものなり。

然るに此問題に關し中立國政府の負ふ可き責任及び義務の程度に就き會議に於ける討論の原案に於ても其前掲の解説に於ても亦何れの覺書に於ても記載せられざるが故に英國政府に取りては他國の代表者の口より商船護送の問題に就き其海軍に與へられたる訓令の本質及び範圍を知るこゝ極めて有利有益とする所なり。

交戰國は軍艦護送權が禁制品の輸送に利用せられざることが保證せらるゝに非ざれば此權利を承認するものに非ざることとは明白なるが故に交戰國は中立國政府が禁制品を輸送する船船を其軍艦に依て護送せしむることを防止する爲めに充分の監視を行はんことを要求するの權利あり。

依て本會議は軍艦護送の主義を承認する一般協調の結局成立す可きことが確かめられたるに就ては諸國が中立國の資格に於て軍艦護送の問題に關し其負ふ所の責任に就て亦等しく協定せんことを希望せざるを得ず。

而して此問題の生じたるは何人も知る如く特に禁制品との關係に在りと雖も同時に

封鎖との關係に就ても之を研究するの要あり。封鎖に就ては我政府は中立國が其護送船船をして封鎖港に向はしめず又護送軍艦が封鎖港附近に在る間は護送船船が軍艦より分離して其封鎖港に入らんことを企てしめざるを保證するの義務ありとの協定を遂げ得べしと信ず。

又軍事的補助を行ふ船船に關しては我政府は各國の同意に依り中立國政府が其軍艦護送の下に在る船船をして敵の軍隊又は公信の輸送に従事せしめず又その護送船船が敵船に對する取扱を以て之を遇せらるゝに至る如き條件に依て貸船せられざることとを保證するの協定を遂げ得べしと信ず。

本件原案第一條は中立國軍艦の護送の下に在る該中立國商船に就てのみ規定するものにして敵國軍艦の護送の下に在る中立國船船は從來の如く之のみに依りて拿捕沒收せらる可きものたるは固より云ふまでもなき所なり。

(註 11) Parliamentary Papers, Misc. No. 5 (1909), Proceedings of the International Naval conference, pp. 260, 261.

## 一〇

然らば英國は何故に今に及びて其古來の主義を一變せざる可からざるに至りたりや。是れ英國が最早や昔日の最大海上權力を維持すること能はざるに至りたる時自由黨政府が本來平和主義にして英國は將來他國と交戰することある可からざるを妄信したるの結果に外ならず。

英國の海軍が世界の海上を支配したること既に久しかりき。然かも近時に至りて獨逸の海軍俄然として勃興し米國亦その無限の富力に乗じて異常なる海軍擴張を試みるに及で英國の海軍は最早や海上に於て獨り其權力を擅にすること能はざるに至りたり英國が曾て其海軍力の維持を自國に次ぐ世界最大海軍國二箇國の勢力に匹敵することを以て標準と爲したるに米國の大海軍が現出するに及で世界最大海軍二國標準主義を改め米國を除きたる二國を標準とするの已むを得ざるに至りたり。然れども獨逸の海軍が一層急激に其勢力を加ふるに至り英國は更に再び其新二國標準主義を改めて獨逸海軍に對し僅に六割の優勢を維持することを以て其標準と定めたり。是れ世界の海上に於ける勢力均衡の未曾有なる變動を示すものなり。此變動を惹起したるものも亦時の自由黨政府の平和主義に基く非海軍擴張方針に外ならずと雖も既に其海軍が海上に於て昔日の勢力を維持すること能はざるに至らば英國の海上交戦者としての實力及び權威は復た昔日の如くなる能はず。曾て英國が海上交戦者として主張したる權利々益は久しからずして他の優勢なる新海軍國の手に移らざるを得ざるに至りたる

の事實は英國をして從來の立場に就て考慮を廻らすの已むを得ざるを感せしむるに至りたり。

更に時の英國自由黨政府の平和主義が英國の海戦法に對する根本主義を全然一變せしめたるの效果に至りては一層有力なるものあり。自由黨が其内治に於ては社會改良を主義とし其外交に於ては平和非戦を綱領とせること多年來最も顯著なる事實なる中にも其平和を餘に過重するの弊は現に此戦前に於ける外務大臣サー・エドワード・グレイの外交及び酣戦の今日に至るまでの自由黨諸政治家の不徹底なる對戦態度に於て殆ど遺憾なく之を暴露せられたる眼前の實證に徴するも如何に深く自由黨が平和非戦主義の僻見に依て囚はれたるかを察するを得べし。斯の如く平和非戦主義の僻見に囚はれたる當時の自由黨政府が英國の最早や交戦者たる可き事變ある可きを豫想せず英國は如何なる場合にも中立國たる可きを豫期したるを以て今や其大海軍の爲めに交戦者たる權利々益を維持し主張するよりも寧ろ中立國として海上に於ける自國通商の權利々益を擴張し保護するを以て其新主義と爲すに至りたるは毫も怪しむに足らざるなり。是れ

英國が其海戦法に對する古來の交戦者としての根本主義を一變して専ら中立國としての新主義を支持するに至りたるものにして此主義一變の結果第二平和會議に於て其僅に數年前の第一平和會議に自國の固守したる主張を一擲して海戦に關する諸種の條約就中、國際捕獲審檢所設置に關する條約の如き其古來の主義の獨立及び其根柢を喪失するに至ることある可き不安なる協定に調印したるのみならず自ら進で海戦法規の改正統一を企圖し其主唱に依て倫敦に國際海戦法會議を開き然かも其重要なる自國傳來の諸主義を頗る寛大に改廢して顧みざりし其大膽なる決定を取てするに至りたるものなり。

斯の如くにして英國は中立國の護送商船に對する臨檢搜索權を放棄し大陸諸國の主張に讓歩して所謂軍艦護送權を承認するに至りたり。倫敦宣言の第七章第六十一、二條は實に此讓歩の結果として規定せられたるものなり。然るに此自由黨政府の所爲は流石に國內の反對を喚起することを避くる能はざりき。本來倫敦宣言は海牙條約に依て設置を約されたる國際捕獲審檢所に於て適用せらる可き海戦法規として制定せられたるものなるが(註一)該宣言が批准せらるゝ爲め

には先づ以て國際捕獲審檢所の存在及び其權能が英國の國法に依て認められざる可からず。即ち自由黨政府は此目的に依り一八六四年の海上捕獲審檢令(Naval Prize Act)を改正する爲めに一九一一年新法案を議會に提出し此新法案中に右實際捕獲審檢所に關する新規定を設けたり。(註二)然るに此新法案に對する反對甚だ盛にして議會の内外に於て非常なる物論を惹起し衆議院は政府與黨の勢力に依て兎に角に之を通過することを得たりしも貴族院に至りて遂に否決せられたり。而して該法案に對する一般の物論及び貴族院の反對は國際捕獲審檢所その物の設置を欲せざるが爲めに之を唱へられたるに非ずして實に同審檢所に於て適用せらる可き倫敦宣言を以て英國の利益に反するものとして主張せられたるに外ならず。此故に新法案の不成立は即ち倫敦宣言に對する不承認を意味するものにして倫敦宣言は其發表の當時より國內に激烈なる反對論を沸騰せしめ自由黨政府は之が爲めに甚だしく悩まされたるの事實なり。政府は遂に一般の世論に鑑み海上捕獲審檢令の改正案を再提議せずして止みたるを以て國際捕獲審檢所設置に關する海牙條約と共に倫敦宣言は其批准を経ることなく徒に空文に

歸するに至りたり。倫敦宣言にして批准されず徒に空文に歸する以上、英國は再び海戦に關する古來の諸主義を復活して宣言前の立場に立歸るものと云はざる可からず。否な倫敦宣言は未だ一日も其效力を生ずることなかりしものなるが故に英國は古來一貫して其諸主義を維持したるものと云ふを至當とす可きが如し。然れども倫敦海戦法會議に於ける英國代表委員に對し外務大臣の與へたる訓令、代表委員の會議に於ける所論及び其會議の成果たる所謂倫敦宣言に署名せるの事實は英國が其古來の諸主義を一變するの明白なる意思を表示したるに相違なきが故に倫敦宣言は其效力こそ發せざれ其成立は英國が多年傳來の主義を放棄したる結果に外ならずと云はざるを得ず。就中、中立國の護送商船に對する臨檢搜索權の放棄の如き殊に其然るを認めざるを得ざるなり。

(註一) 英國外務大臣サー、エドワード、グレイが一八〇八年二月二十七日附、獨、西、佛、伊、露、日、奧、米在任の自國大使に與へたる倫敦海戦法會議の開催を提議通告する訓令中に下の一節あり。依て英國政府は國際捕獲審檢所設置に關する條約第七條第二項を意味する所の一般に承認されたる國際法の原則の何たりや、又諸國の慣例が異なりたる事項に就き協定を遂げ及び特殊の事件に適用す可き特殊の條約規定なき場合に

審檢所が之に關する出訴を處理するに當り其準據す可き規則を制定するの目的を以て本年の秋期中更に一會議を開催せんことを提議す」(前出 Parliamentary Papers, Misc. No. 4 (1909) p. 1)

(註二) Naval Prize Bill, Part III, Articles 23-29.

然るに斯の如く一旦空文に歸したるものと認められたる倫敦宣言は此大戦の破裂するに及び再び復活するに至りたり。即ち一九一四年八月二十日附英國樞密院令は同宣言に多少の追加及び變更を施して「批准を経たるもの、如くに之を採用實施する旨を公布したり。而して其所謂追加及び變更を施されたるもの、同樞密院令中に規定せられたる事項中には軍艦護送に關するものを發見せられざるが故に英國は此樞密院令に依て名實ともに中立國の軍艦護送權を承認したること、爲れり。尤も倫敦宣言は其後一九一六年七月八日に至り廢棄せられたるを以て英國は今日に於ては軍艦護送權を否認するものなりと雖も一時たりとも英國が之を承認したるの事實は之を争ふ可からず。果して然らば最近の和蘭護送船問題に關し英國外務大臣バルフォア氏が六月七日附在倫敦和蘭公使に

對し交付したる書信中(註三)に「斯の如き聲明に對し英國政府は最正式を以て反覆  
宣明するに臨檢搜索の權は英國が中立國たりしと將た交戰國たりしとに拘はら  
ず國際法の法規に準據し數世紀に亘り一貫して支持したる所にして此權利たる  
英國の今日これを放棄す可きものに非ざることを以てするの已むを得ざるを感  
ずるものなり」と云へる其所謂「數世紀に亘り一貫して支持したる所」(has consistently  
upheld for centuries)なる一言は實際の事實に反するものなりと云はざる可からず。  
加ふるに英國は遂に或條件の下に和蘭政府の蘭領東印度行き護送船に對して臨  
檢搜索權を放棄したり。之に就きバルフォア氏が右と同日附の和蘭公使宛て  
書信中(註四)に「然れども是等の動機に基づき是等の事情の下に英國政府が此特別  
なる場合に於て友誼的行爲として其搜索權を一時放棄す可しとするも是れ全然  
異例の讓歩にして之を將來同様の讓歩の先例とし若しくは英國政府が他の場處  
に於ても其正當なる權利を放棄す可きものと解す可からざることを茲に特に明  
言せざる可からず」と特筆したるは英國が其主義として飽くまでも軍艦護送權を  
承認するものに非ざるの意を表明したるものなりと雖も海戰法に對する英國の

主義が近年自由黨政府の爲めに著しく動搖し初めたるは顯著なる事實なる中に  
も軍艦護送に關する其古來の主義が斯の如く矛盾齟齬し甚だしく其定見を缺く  
は英國々内に於ても非難の存する所なり。(終)

(註三) 前號三二二ページ

(註四) 前號三三三、四ページ